

埼玉県これからの公立学校応援基金

募集要項

1. 趣旨

地域共創「子供の未来・教育応援」公益信託は、2026年6月29日付で内閣総理大臣の認可を得て、2026年7月17日に設定された信託になります。本信託は、我が国における教育の振興及び学習機会の確保に資する事業並びに教育分野における研究に対し助成を行い、もって学びの基盤の充実及び将来を担う人材の育成に寄与することを目的としております。

この度、株式会社アクア様からの信託された金銭をもって埼玉県内の公立学校において、教育課題の解決、児童生徒の探究的な学びの充実、学習機会の確保、学校づくりの工夫その他これからの学校づくりに資する取組を応援するため助成（以下「本助成」といいます。）を実施します。本助成は、学校現場における創意工夫ある実践を後押しし、その成果が学校内外へ広がっていくことを期待するものです。

2. 助成の対象

(1) 対象地域

埼玉県全域

(2) 対象者（応募主体）

本助成の応募主体は埼玉県内の教育委員会（県教育委員会及び市町村教育委員会）とします。

教育委員会として実施する取組、又は域内の公立の幼稚園、小学校、中学校（夜間学級を含む。）、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における取組（特定の一枚でも複数の学校でも可）を対象として、公募により実施します。

(3) 申請の考え方

申請時には、教育委員会から受託者あて申請書（代表者である教育長のお名前、ご捺印をお願いします）を受付期間内にご郵送ください。

3. 助成対象事業

助成対象事業は、埼玉県内における次の事業とします。

- ① 教育委員会が域内の公教育の振興及び学習機会の確保のために実施する事業
- ② 学校教育法第1条に定める公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が実施する教育活動

テーマは広く認めるものとし、例えば次のような取組を含みます。

- 授業改善、学習方法の工夫、探究的な学びの充実に関する取組
- 関係づくり、安心して過ごせる学校づくりに関する取組
- 不登校支援、居場所づくり、学び直し支援その他学習機会の確保に関する取組
- 学校と地域、外部人材、関係機関との連携による取組

- 教員の実践改善や学校全体の教育力向上に資する取組
- 児童、生徒の探究や地域における取組
- 教育分野における研究
- その他、本助成の趣旨に合致すると認められる取組

4. 助成対象外

次のいずれかに該当するものは、原則として助成対象外とします。

- 施設整備、備品購入のみを目的とするもの
- 他の制度により十分に財源措置されているもの
- 特定の個人の利益にのみ帰するもの
- 法令、公序良俗に反するもの
- 宗教活動、政治活動又は選挙活動を主たる目的とするもの
- その他、本助成の趣旨に適合しないと認められるもの

5. 助成内容

(1) 助成総額

当初信託財産額から各種報酬等の管理費を控除した金額

(2) 募集総額

3,745 千円(予定) (学校単位の助成対象事業の場合には助成あたり上限を 800 千円とします)

(3) 助成対象事業の活動期間

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

(4) 助成金の使途

助成金の使途は、申請書記載の公教育に資する取組みに限定します。

ただし、本助成は本来税金等で対応すべき施設、備品に充当することはできません。

(5) 自己負担・他財源との併用

自己負担は求めませんが、自己負担を行うことは妨げません。

また、他の助成金その他の財源との併用も使途の重複がない限り可能とします。

ただし、他財源との関係については、申請時に明らかにしてください。

6. 助成金の返還

助成対象者が次のいずれかに該当する場合には、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- 申請内容に虚偽があった場合
- 助成金を目的外に使用した場合
- 採択条件に違反した場合
- 事業の実施が著しく困難となった場合
- その他本要項に反すると認められる場合

7. 募集期間・スケジュール

- 公募期間：2026 年 11 月 1 日～2026 年 12 月 30 日(申請書の受付は 2026 年 12 月 1 日から 2026 年 12 月 30 日まで)
- 一次審査（書面審査）：2027 年 1 月
- 二次審査（面接審査）：2027 年 1 月下旬～2 月上旬
- 結果通知：2027 年 2 月中旬
- 交付・助成金支給手続：2027 年 2 月中旬～3 月

8. 申請方法

所定の申請書類を作成の上、募集期間内に郵送にて次の住所までお送りください。

郵便 103-0027

東京都中央区日本橋 2 丁目 1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル 10 階
コモンズジャパン株式会社 公益信託担当宛

9. 提出書類

申請に当たっては、申請書を提出してください。

10. 審査方法

審査は、次の手続きにより実施します。

(1) 形式確認

受託者は、提出書類の不足、応募資格、申請金額その他本要項に定める要件との整合性を確認します。形式確認は、申請内容の優劣を判断する審査ではありません。必要に応じて、申請者に対し、書類の補正又は追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 一次審査

一次審査は、運営委員会が申請書類に基づき行う書面審査とします。運営委員会は、11. 審査の視点に定める事項を総合的に勘案し、助成対象候補及び必要に応じて補欠候補について、受託者に意見を述べます。

(3) 二次審査

二次審査は、一次審査の結果を踏まえ、受託者が必要に応じて申請者に対して行うオンライン面談その他の確認とします。二次審査では、申請書類だけでは確認しにくい実施体制、計画の具体性、予算の妥当性、採択後の実施可能性等を確認します（状況に応じて運営委員会の意見聴取）。

(4) 最終決定

受託者は、一次審査及び二次審査の結果並びに運営委員会の意見を踏まえ、共同受託者の同意により助成対象者及び助成金額を決定します。

11. 審査の視点（選定基準）

受託者は、申請者より提出された申請書等につき、給付規程に定める運営委員会にて審査し、教育に知見のある者を含む委員の意見を踏まえ、助成対象者及び助成金額を決定します。

選考においては、公益事務の合目的性の確保の取組の観点から、主として次の視点を重視します。各視点について 5 段階評価を行い、その結果を総合的に勘案して選考します。ただし、選考は機械的に点数の高い順に決定するものではなく、本助成の趣旨、応募状況、助成対象事業のバランス等を踏まえて総合的に判断します。

- **波及効果**

取組の成果が、当該学校にとどまらず、他の学年、他校、地域等にも広がる可能性があるか。

- **独自性**

学校の課題や実情を踏まえた創意工夫があるか。

- **必要性**

取組の背景や課題認識が明確であり、実施の必要性が認められるか。

- **実現可能性**

実施体制、計画、予算等が適切であり、現実的に実施可能と認められるか。

- **妥当性**

費用及び活動が適切と認められるか。

- **公益性・開放性**

本助成の趣旨に照らし、特定の個人又は団体の利益にとどまらず、教育の振興及び学習機会の確保に資する公益性が認められるか。また、取組の成果が児童生徒、学校、地域その他関係者に広く還元される可能性があるか。

12. 採択後の条件

採択された事業については、必要に応じて条件を付すことがあります。

助成対象者は、その条件に従い事業を実施するものとします。

13. 担当者の変更

申請後又は採択後に、異動その他の事情により担当者に変更が生じた場合には、申請者は速やかに受託者に届け出るものとします。

この場合において、当該事業に関する手続、報告その他必要な事項は、申請者において適切に引き継ぐものとします。

14. 実施報告等

助成金の使途及び助成金による活動の成果について報告を求めます。助成を受けた教育委員会は、受託者が定めるところにより、次の書類等を 2028 年 3 月 31 日までに受託者であるコモンズジャパン株式会社あて郵送にて提出するものとします。また、事業終了時に実施される報告会に参加いただきます。助成対象者は、助成対象事業を本要項及び採択時に付された条件に従って実施し、受託者から事業の実施状況、助成金の使用状況その他必要な事項について確認又は資料提出を求められた場合には、これに協力するものとします。

- 実施報告書(助成決定後に助成対象教育委員会にご提示します)
- 資金使途報告書(助成決定後に助成対象教育委員会にご提示します)

- 成果物
- 写真又は映像
- アンケート結果その他成果確認に必要な資料

15. 個人情報の取扱い

申請により取得した情報は、本助成に関する審査、連絡、管理、報告確認その他本助成の運営に必要な範囲で使用します。

また、公益事務の適正な実施のため必要がある場合には、運営委員会その他関係者に共有することがあります。

16. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

申請に際して「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」を頂きます。

17. 留意事項

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 申請内容に関して、確認又は照会を行うことがあります。
- (4) 採択された事業の概要、学校名、取組内容その他必要な事項は、公表することがあります。
- (5) 本要項に定めのない事項は、受託者が定めるものとします。

18. 問い合わせ先

地域共創「子供の未来・教育応援」公益信託受託者

コモンズジャパン株式会社

東京都中央区日本橋2丁目1番3号 アーバンネット日本橋二丁目ビル 10 階

公益信託担当 水谷 kimihiko.mizutani@commonsjapan.jp

以 上